

論文

南方軍政下の日本企業

長 島 修*

要旨

アジア・太平洋戦争がはじまり日本軍の東南アジアへの進出は短期間の内に、急速に行われ、占領地においては、軍政がしかれた。1942年初頭からはじまった軍政の下で、経済活動をなう企業進出も急速に進んでいった。資源獲得をめざす「大東亜共栄圏」構想の下で、日本による資源獲得を最優先する企業統制策がとられ、当初工業化などには消極的であったが、内地との輸送が困難になると、現地における自給に重点をおく企業政策へと修正された。南方への企業進出は、中央政府の統制のもとで、統制会の意見を配慮しつつ、内閣に設けられた第六委員会において、決定されることになっていた。情報の偏在と隔離の中で、開戦初期には資源獲得をめざす企業間競争が繰り広げられた。南方軍政の下での産業別・地域別担当専業企業指定制の企業選定方式は、南方への進出の足場を獲得することをめざした企業間競争を必然化させた。勿論、軍政下の企業は、大きく軍の管理・監督を受ける工場・事業場とそれ以外の民営のものに分けられていた。民営企業にあっても、軍の管理・監督は厳しく、日本人が主導権を獲得する方向を強めていた。通説の如く、軍政下南方への企業進出は、指定企業の数からみると、大企業の数が多いのであるが、その進出の形態を見れば、大企業が単独で進出したわけではなかった。その下請けや取引関連企業が軍属、嘱託、臨時工という名目で、中小企業の多くの従業員を、嘱託、軍属、臨時工などとして動員して進められたのである。

キーワード

大東亜共栄圏 南方軍政 軍事占領 資源獲得 経済統制 戦時企業

目 次

はじめに
第1章 南方軍政下の企業進出政策
第2章 南方進出企業の諸形態
第3章 日本企業の南方進出の諸経路
結論

* 立命館大学経営学部 特任教授

はじめに

本稿は、南方軍政下での企業進出の実態を解明することを課題とする。軍政とは、「戦時において作戦軍が占領地で一般民衆に対し実施する統治行政」のことである。陸軍では、「軍政」とよび、海軍は「民政」と呼んだ。両者には実質的の差はないといわれている¹⁾。

軍政期間は、1942 年前半から 1945 年 8 月までである²⁾。南方における軍政の実施にあたっては、陸軍と海軍の間で協定が結ばれ、その担任地域が定められた³⁾。陸軍は、香港、フィリピン、英領マライ、スマトラ、ジャワ、英領ボルネオ、ビルマ、海軍は、蘭領ボルネオ、セレベス、モルッカ群島、小スンダ列島、ニューギニア、ビスマルク諸島、ガム島とされた。軍政を敷いたのは、甲地域であり、乙地域と分類された地域は一応独立国家による統治が形式的にも成立していた。本稿で「南方」とは、上記地域を指すが、考察の対象は主に甲地域に限定したい。

南方進出企業に関する研究については、原朗の業績が参照されるべきである⁴⁾。大蔵省財政史室（1984 原朗執筆）において、敗戦時における在外財産（大蔵省財政史室 1984、「敗戦後に日本政府および法人を含む日本人が海外で所有する資産」539 頁）は、1946 年 9 月 16 日、在外財産調査会が設置され、1947 年 11 月第 1 次集計がなされた。48 年 7 月に追加集計がなされたが、両集計は合算されずに、米貨への統一的な換算がなされていなかった。原によれば、検討に値する調査には主に 3 つの系列（「司令部民間財産管理局」「在外財産調査会」「外務省調査」）があり、それぞれにカバレッジも異なるため、正確な総額を導き出すのは困難がある。それぞれの詳細な検討は、大蔵省財政史室（1984）第 7 章を参照するべきである。1948 年 12 月 10 日の日本在外資産推計南方 1（ジャワ、スマトラ、マラヤ、ボルネオ、フィリピン、ビルマ、シヤム、仏印、香港）1591 万 8 千円（855 社）、南方 2（ラバウル、英領ニューギニア、クリスマス諸島、ボルネオ、セレベス、小スンダ列島、アンボン、ハルマヘラ、蘭領ニューギニア）126 万 4 千円（101 社）となっている（大蔵省財政史室 1984、563 頁）。外務省管理局調査結果を整理して、甲乙地域と陸海軍主担任地域における産業分野別投資額表が掲げられ、それぞれの地域の投資の産業別の内訳もほぼ明らかにされた⁵⁾。

疋田・鈴木（疋田編 1995）は外交史料館所蔵の「南方陸軍地区進出企業会社一覧」（1945 年）「南方ニ於ケル資源開発事業進捗状況」⁶⁾を用いて、国策会社、配給・統制会社、10 大財閥、大商社、準大商社、大企業、中企業、小企業、現地化企業と個別に検討・分類した膨大な整理作業の結果であり、受命企業の実態は疋田の研究を上回るような整理は難しいように思われる。勿論、さまざまな精緻化の作業は更に進めるべきではあるが結論は大きく変わらないであろう。両氏の研究成果を表にまとめると表 1 のようである。

疋田・鈴木の研究は、どのような企業が南方に進出したのかを典型的に分類し、進出企業の

表1 南方甲地域受命企業、受命件数 単位：(単位：社、件、%)

	陸 軍		海 軍	
	会社数	受命件数	会社数	受命件数
国策会社	4	11	9	38
統制会社	13	38	4	7
10大財閥	67	549	17	84
大商社・準大商社	12	115	9	27
大企業	58	229	16	39
中企業	58	152	15	21
小企業	41	76	21	38
不詳	27	34	10	14
合計	280	1204	102	268
中小企業比率%	35	19	35	22
財閥大企業大商社比率%	49	74	41	56

資料：疋田・鈴木（1995、356-357、360-361頁）より作成。

注①大企業、中企業、小企業の中には現地化企業を含む。

②10大財閥は三井、三菱、住友、安田、日産、浅野、古河、大倉、野村

③大商社準大商社は資本金700万円以上

④現地化企業とは、アジア・太平洋戦争勃発前から活動し、主な活動基盤が東南アジアにあった企業。

⑤1942年時点で、大企業払込資本金1,000万円以上、中企業100万円以上1,000万円未満小企業100万円未満

⑥不詳企業は、中小企業が多いと推測される。

経済的性格についてまで、明らかにしたという点で、画期的な業績であった。しかし、本稿でも述べるように、受命企業はどのようにして進出していったのかという具体的な過程を検討すると、受命企業の件数または南方進出の実際の企業数とは別のものであるということについては配慮されていなかった。

三井文庫（2001、741～802頁）において、三井財閥が南方進出に向かってゆく過程を、三井の内部資料を用いて、明らかにしている。三井は財閥内に、1942年「南方委員会」、43年3月に三井系企業を中心に「三井南方開発協力会」を組織し、三井物産を中心に大量の人員を派遣しており（1943年6月初旬、三井系の日本人派遣者1,714名）、積極的に開発を展開した。フィリピン・ルソン島北部のカガヤン河流域開発などは三井が総力をあげて開発に従事しているが、三井系の新設会社は少なく、甲地域では委託経営がおおく、乙地域では会社設立許可が採りにくかったなどの事情があった。三井もまた、財閥の総合的経済力を発揮することが出来ないうちに敗戦をむかえたのである。軍政下において、企業の新設や独自の展開は充分できなかったのである。

岩武照彦は、「既成財閥も新興財閥も、大企業も中堅企業も、内地における原料・労働力の不足、企業整備の推進より逃がれ、争って南方の新天地に進出せんとしていたし、陸海軍も満州国や華北の場合と異なり、国策会社や特定財閥に独占せしめることなく、努めて能力ある多数の企業に参加せしめんと配意していた、と見るべきであろう。また、鉱山・農園・工場等には敵産に該当するものが多いから、企業担当者は国に代って敵産の管理を委託されたものと見

做され、私的な利権化することのない様特別の配意が行われた」⁷⁾と述べて大企業に偏重していたとする見解を批判している。さらに「鉱物資源の開発や栽培企業農園には、戦前から邦人企業の進出していた者がかなり多く、これらの事業者が占領後優先して進出・復帰を認められたのは当然である。また、マライやジャワには、中小の商業者が現地で小売商業又はサービス業を営んでいた者も相当あり、これらの人達の中には再渡航を認められて、通訳あるいは配給組合で働いた者が多い。さらに貿易商社については、戦前の取扱実績により商品別に交易担当者として指定されたので、…多数に上る。これら商社の従業員のうちには、各地域の軍政機関の直営事業たとえば石油配給業務とか食糧配給機関に、軍政監部囑託として勤務した者もおおい」⁸⁾

大企業ばかりでなく様々な政策的配慮をしたこと、軍政機関の中に、企業人を組み込んで配給業務などを行っていたことなどの岩武の指摘は注目すべきである。しかし、数量的な検討を欠いているため、政策的議論のレベルにとどまっているのである。

小林英夫は、疋田・鈴木の南方進出の企業研究に依拠しながら、「大企業中心選定説」を展開している。そして、岩武の中小企業にも門戸を開放していたとする説を批判している。企業数でみれば、十大財閥系 67 社、大企業が 58 社で約 43% であり、通牒件数でみれば、圧倒的に大企業が多く、大企業に門戸が広く開かれていたという見解を述べている⁹⁾。小林は、さらに、軍と個別企業の関係にも言及しながら、南方進出は軍と個別企業が結びついて実行されたとする見解を示している¹⁰⁾。

この他に南方企業進出に関連して、安達は、『南方経済対策 (改訂版)』(1943 年 7 月)¹¹⁾の受命企業指定について検討して、第 1 次では「担当企業者」があるが、第 2 次になると「現地責任者」があらたに追加され、第 3 次以降は「現地責任者」がなくなってしまうことを指摘している¹²⁾。これは、時期や選定方法に微妙な相違があったことを示唆している。太田弘毅(1980)¹³⁾は、海軍占領地への企業進出の実態についても回想録などを引用して実態に迫ろうとしている。しかし、同論文は、進出した企業の性格、何故進出したのかは、貴重な資料を提示しながら、経済史的経営史的な分析が深められていない。

また、南方占領下において、企業活動に従事した人々の回顧などは、企業活動の実態を生々しく伝えており、南方軍政期の企業の実態について豊かな表象を与えている¹⁴⁾。

以上のような研究を踏まえると、たとえば大企業とされる企業進出の実態について、小林説と岩武説のような見解の相違が何故生じてきたのかを、検討する必要があるであろう。本稿の結論をいうならば、疋田・鈴木の業績を踏まえてさらに、進出の具体的な形態をみることにより、企業の南方進出の実態にせまり、量的な把握の業績を前提にしつつ、その内実にせまってゆくことより、通説に若干の補足を付け加えることができるというのが筆者の見解である。

以下では、第 1 章において、企業進出政策の検討、第 2 章において、企業進出の管理主体

を主にした分類と特徴、第3章において、企業の個別的な事例の若干の検討をおこなって課題に接近してゆきたい。

第1章 南方軍政下の企業進出政策

第1節 初期軍政下の開発企業政策

南方進出にともなう資源開発、経済活動については、1941年12月8日のアジア・太平洋戦争の開始の以前から検討されていたが、その計画の立案については、詳細が決められていたわけではなかった。開戦直前に作成された「南方占領地行政実施要領」¹⁵⁾において、南方占領初期、南方は軍政を敷いて①「治安ノ恢復」、②「重要国防資源ノ急速獲得」、③「作戦軍ノ自活確保」という目標を設定して、経済的には重要国防資源の獲得開発に主力を注いだ。獲得した資源は、中央の物動計画に組み込み、企画院を中心として、中央の統制の下に物資の配分をおこなう計画であった。

資源の開発・獲得は、軍の指導の下、民間業者に行わせるという方式をとり、軍政当局が直接資源の獲得や管理をおこなうことは、石油などの一部の重要資源及びインフラストラクチュアに限定された。占領地において接収した工場・事業場も当面は軍が管理するが「速ニ民間業者ノ経営ニ委スル」ことになっていた¹⁶⁾。南方進出企業に対する考え方の基本的な方針はできていたが、未だその概要あるいは方向性が定められているだけで、その詳細については明らかにされていなかった。それが明らかになるのは、「南方経済対策要綱」（1941年12月11日第六委員会決定、1941年12月12日関係大臣会議決定。1941年12月12日大本営政府連絡会議報告、1941年12月16日閣議報告、1942年2月19日第六委員会修正）¹⁷⁾であった。

「南方経済対策要綱」は、第1に方針、第2に甲地域対策要領からなり、重要資源の獲得と大東亜共栄圏内における自給自足体制を確立することを基本的な目標とした。甲地域に対しては、第1次対策として、重要資源の獲得、敵性国家への流出阻止、「在来企業ヲ利導協力セシメテ」負担を少なくして資源の獲得をめざすものとした。乙地域については、「威圧ヲ利用シ重要資源特ニ食糧資源ノ確保」をはかることをめざした。

①「南方経済対策要綱」では、開発の重点は石油資源とし、軍の直営とすること及びその他の鉱物資源開発の順位が定められていた。新規地点の開発すべきものとして、ニッケル、銅、ボーキサイト、クロム、マンガン、燐鉱石、その他の特殊鉱（鋼）原料鉱石および非鉄金属（錫を除く）とした。新規地点の開発企業が中止すべきものとして、鉄鉱石、錫をあげていた。

甲地域において、「新ニ重要鉱物資源ノ開発」を担当するべき企業者の選定の原則は、

- 1、一地点の資源開発は努めて、一企業の「専任」とすること、
- 2、「現地若クハ他ノ方面ニ於テ同種企業ノ優秀確實ナル経験ヲ有スルコト」

3, 「資源開発ニ必要ナル能力ヲ具ヘアルコト」

4, 「南方全般ヲ通ジ, 同種資源ハ二以上ノ企業者ニ分担セシメ, 一品種ヲ一商社独占ノ弊ニ陥ラシメザルコト, 但シ特殊ノ資源ハ此ノ限りニアラズ」

②農林水産業については、「特ニ必要ナルモノヲ除キ差当リ新ナル邦人企業ノ進出ヲ抑止ス」る。

③工業については、「特殊ノモノ (例ヘバ造船, 資源開発設備ノ修理工場) ヲ除キ現地ニ培養セザルヲ本旨トス但シ輸送量ノ軽減ニ効果大ニシテ設備ヲ現有スルモノハ此ノ限リニアラズ」。これをみると, 工業については, 積極的な誘致や促進政策を採用する意思を示しておらず, 資源獲得地域としての南方圏の経済的位置づけを明瞭に表している。

「南方経済陸軍処理要領」(1941年12月30日, 大本営陸軍部)¹⁸⁾によれば, 企業の重点は石油とすること, 「新規企業ノ進出ハ差当リ之ヲ重要国防資源ノ開発取得ニ必要ナルモノニ限定スルモノトス」とされ, 新規企業の進出には消極的な内容になっていた。

政府及び軍部中央のこうした決定を受けて現地軍の実際の軍政の方向性をしめたものが, 南方軍総司令部「南方軍経済施策要綱」¹⁹⁾(1942年1月31日)である。

同資料は, 軍政の施行にあたって, 軍政の方向性が現地軍によって定められていたことを示す文書で, 中央の一般的な方針より現実味のある内容とおもわれる。同資料は, 「南総作命丙第2号別冊南方占領地統治暫定要綱」および「南方経済陸軍処理要領」(1941年12月30日, 大本営陸軍部)²⁰⁾に基づく「南方軍トシテノ南方経済ニ関スル施策要領」であり, 適用範囲を陸軍主担任地域としていた。基本的には「南方経済陸軍処理要領」(1941年12月30日, 大本営陸軍部)にそったものになっているが, 軍政を実施するうえでのより具体的な計画が明らかにされている。南方軍総司令部「南方軍経済施策要綱」は, 方針, 要則, 企業, 集貨配給及交易, 輸送, 「帝国民ノ進出」, 「資源ノ調査研究」, 敵対性国家経済圧迫, 現地自活にわかれ, 付録として「南方軍押収工場事業場ノ軍管理要領」, 「南方取得物資船舶輸送事務規定」がついている。

企業については, 4つに分類して政策を提起している。①既存企業または新規の邦人企業(既存企業者又は新たに指定した企業者に経営せしむる)②公有私有に属するもので日本に協力するもの及び第三人所有企業(拡充は認めないが当該所有者の資金資材の限度で企業続行)③押収せる工場事業場(軍管理かまたは売却, 委託経営, 初期の石油事業の軍直営), ④公有私有に属するもので所有者不在等のため未操業の企業, としてそれぞれに軍当局の政策を提起した²¹⁾。③④に分類された企業は, 「南方軍押収工場事業場等ノ管理要領」により管理監督された。

石油については, 軍が採油製油施設等の保全確保及び応急修理につとめ, 「既存石油業者ニシテ我ニ協調スルモノハ差当リ適宜企業ヲ継続セシメ」なるべく早く民間企業に移行するとなっていた。「企業」施策の重点として, 資金, 資材, 労力などの優先配当をおこなうとなつ

ていたが、軍が直接石油資源を管理運営するというにはなっていなかった。それが後の施策とこの段階の現地軍との認識の差であった。

鉱物資源については、「^(マ)最小数ノ企業ニ依リ良好ナル能率ノ下ニ最大限ノ資源ヲ開発スル」ことを主眼とし、開発を行う場合は、「現地軍ノ意見ヲ徴シ其ノ決否ヲ大本営ヨリ示達セラル」ということになっていた。決定は大本営あるいは中央であったが、現地軍の意向が極めて重要な意味をもった。開発については、ニッケル、銅、ボーキサイト、マンガン、クロム、雲母、燐鉱石などは「現状程度ノ設備能力ヲ復旧スルト共ニ更ニ進ミテ新規地点開発企業ヲモ促進ス」るべきものと「既開発地点ノ操業ヲ主トシ新規地点ノ開発企業ハ一時中止セシムベキモノ」（錫、鉄鉱石）に分けられた。鉄鉱石は、既存地点の開発に限定されていた。「新規ナル企業者ノ選定ハ…鉱山統制会ノ推薦ニ基キ関係官庁ノ意見ヲ徴シタル上之ヲ選定シ大本営ヨリ示達」することになった。

南方開発の特徴は、満州・北支と大きく異なり開発物資ごとに地点あるいは地域をさだめ特定の企業に委託するという形が主流となっていた。満州では南満州鉄道、満州重工業が満州国内の開発の企業主体となり、北支ではおもに北支那開発が投融资を通じて開発を進めるかたちをとったが²²⁾、南方地域の開発はそれとは異なる方式がとられることになった²³⁾。「一地点ノ資源開発ハ一企業者ノ専任ヲ本則トシ数企業者ノ合同経営及広汎ナル地域ニ亘ル総合開発会社ノ設立ハ努メテ之ヲ避クルコト」とされた²⁴⁾。この方式は、軍直営の場合を除き、委託経営の場合、南方占領地、軍政の開発の基本的方式になった（「産業別・地域別担当専業企業指定方式」）。

企業選定については、同種企業について、「優秀確実ナル経営ノ経験」をもち、資源開発に必要な能力をもっていることが条件となった。また、「南方全般ヲ通ジ同種資源ハ二以上ノ企業者ニ分担セシメ」独占を排除した。

工業については、南方軍総司令部「南方軍経済施策要綱」（1942年1月）においても、他の文書と同じ基調であった。「工業ハ特別ノモノヲ除キ培養セザルヲ本旨トス」と述べて、南方占領地域の工業化政策については、極めて消極的態度を貫いた（吉村真子 2001, 192～193頁）。「輸送量ノ軽減ニ効果」があり、「設備ヲ現有」するものについては「培養」するとしていた。インフラストラクチャー関連産業、南方特産資源処理工場、航空機・船舶・自動車などの機械修理工場は、復興をめざすものとされた。

復興するべき修理企業として「現地屑鉄等ヲ以テスル修理用素材等ノ伸鉄鑄造業」が付加された。つまり、当面の修理素材＝鋼材、鋳物も南方圏で自給することになった²⁵⁾。

重要工場については、「邦人ノ指導権ヲ獲得スル」措置をとることが明記された。民生確保に必要とされる所謂消費財に関する産業は復興の最小限にとどめるとした。現地住民に対しては、我慢を強いることになったのである。軍事自活に必要とする工業は、軍直営とした。しか

も重要な工場は「邦人ノ主導権ヲ獲得スルノ措置ヲ講ズル」ものとした。

以上のように南方軍政の基本はあくまで資源の獲得であって(倉沢 2012)、重要資源の開発は、地点ごとに企業を選定し「一企業者ノ専任」とし、工業化などは当面の間は抑圧または消極的政策として位置づけて、大東亜共栄圏のなかで、日本人主導による資源を補給する経済主体として企業を位置付けたのである。

第 2 節 南方軍政下経済政策の修正と形成

こうした軍政初期の方針は、戦局の悪化および海上輸送の制約により変更されざるを得なくなる。それは、絶対国防圏の策定(1943年9月)へとつながり、南方と本邦経済の隔絶及び南方自身による自給政策へと傾斜してゆくのである(長島 2015)。

「南方甲地域経済対策要綱」²⁶⁾(1943年5月29日大東亜省連絡委員会第1部会決定。1943年6月10日大本営政府連絡会議報告, 1943年6月14日閣議報告)では、自給自活の強化のため、現地組織、既存施設などの物的設備の現地利用や人員についても現地住民の活用をはかるように方針転換していった。資源獲得という前提は変わらないものの、日本内地に依存しないで自給自活の強化をはかることに重点が置かれるようになった。輸送力が次第に低下してくる中、原材料を日本に輸送するという構想は、限界を持ち始め、寧ろ現地での加工、精製に重点が移行し、限られた輸送力のなかで、現地自給自活のために物資を獲得する方策に重点が移行し始めるのである。鉄鋼業でいえば、原材料(鉄鉱石や粘結炭など)を日本本土に供給するために輸送する船舶や鉄道の輸送力を節約し、中間製品に近づけた設備を建設する方策として、小型高炉の建設があげられたのである。南方や中国大陸(関内)においては、整備された鉄鋼一貫設備をもつ製鉄所が存在しないから、現地の原料を利用してありあわせの簡易的な製鉄建設が進められたのである²⁷⁾。

工業に関する位置づけは大きく転換した。

「輸送力、原料、資材、労力、燃料、動力及諸設備等諸般ノ関係ヲ勘案シ緊要且得策ト認メラルル工業ハ現地ニ於テ逐次之ガ培養ヲ図ル

一、右ニ依リ当面復旧及建設ヲ予定スル工業ハ概ネ左ノ如シ

- 1、造船(特ニ木造船)
- 2、重要資源ノ輸送量軽減上効果大ナルモノ
- 3、特産資源ノ新規用途ノ開拓ニ資スベキモノ(特ニ燃料製造)
- 4、軍需、開発、輸送、通信等ニ必要ナル機器ノ修理、組立及簡易ナル製作
- 5、自給上必要ナル生活必需品ノ製造(特ニ衣料ノ製造)
- 6、前各号ノ諸工業ノ確立上必要ナル資材等ノ簡易ナル製造

二、前項諸工業ノ指導等ノ為邦人企業者ヲ進出セシムル必要アル場合ニ於テ適当ナル工業ニ

関シテハ特ニ本邦中小工業者ヲ活用ス

尚所要ニ応ジ本邦其ノ他ノ地域ヨリ遊休施設ノ移転ヲ図ル」（「南方甲地域経済対策要綱」）

工業に関して、「南方経済施策要綱」（1942年1月）では、基本的には「培養」しないという政策であったが、業種を選択して「培養」をはかる政策に修正されることになった。

鉱業資源についても、位置づけが変化していった。「南方甲地域経済対策要綱」（1943年5月29日）では、「差当り積極的開発ヲ必要トセザルモ現下ノ所要ヲ充足スルト共ニ将来ノ取得ニ備ヘテ復旧及施設ノ管理ニ努ムベキモノ」として錫、鉄鉱、燐鉱石があげられた（燐鉱石は「南方経済対策要綱」では開発しない第1の分類に入っていた）。しかしながら、「鉄鉱ニ付テハ現地製鉄用原料ニ充ツルモノハ此ノ限りニ在ラズ」と但し書きがついていて、現地での製鉄業の開始（木炭銃事業の開始）にともない、位置づけが変わってきたのである。

第2章 南方進出企業の諸形態

第1節 南方企業の諸形態

軍政下の南方に進出した企業形態については、正田康行編（1995）第7章「企業進出の概要」²⁸⁾によって検討され、整理されている。南方とはいっても、地理的な範囲も広く、軍政の形態も、相違がある。甲地域、乙地域、陸軍、海軍によっても微妙に異なっており、多様な企業形態を分類整理することは、難しい。両氏の整理は、議論の前提になるものであるが、形態別に明示的にされていないので、諸資料などに基づいて、管理主体を基準に筆者が整理したものが、表2である。南方軍政下にあつて、企業は何らかの形で、軍の管理・監督の下にあり、管理・監督を基準とする分類が現実的であつたということから、筆者が分類したものである。

企業形態について言及している資料はあまり多くないが、南方における多数の敵産について

表2 軍政下の南方における企業形態

管理主体	諸類型	概要
軍管理 工場・ 事業場	部隊直接管理	陸海軍の部隊が直接に管理したもの、石油など
	軍政監部管理	軍政監部が管理した企業
	公団・公社	ジャワ、マラヤにおいて設立された公団糖業公団、栽培企業公団など
	委託経営	軍管理のもと敵産を民間企業に経営委託したもの、流通を担当する交易担当者
民営企業	華人経営	中国人華僑が経営する企業
	外国人経営	インド人を含む中国人以外の外国人経営
	日本人経営	純粋の民有民営の日本人経営は少なかったと推測される

資料：正田康行・鈴木邦夫（1995，322～326頁）を基本にして、下記資料も参照して整理したもの。

『委託経営事業の会計監督要綱解説』解説 Ref.C14010111100, 昭和18年5月 防衛省防衛研究所, 岩武（1981, 第3章）

「総務部長会議席上敵産管理部部长説明要旨」（1944年3月『南方軍政関係資料』昭和19年度，その2，Ref. C140607666400, 防衛庁防衛研究所）

注：①南方甲地域の軍政を考慮に入れて、作成した。

②集荷・配給団体は、組合形態をとっている場合もある。

言及して整理した資料が存在する。

(1) 部隊直接管理, 軍政監部直接管理

敵産の管理の主体は、主に部隊直接管理, 軍政監部直接管理, 委託経営の 3 つに分けられていた²⁹⁾。その数の内訳は、最終的にどのようになっているかはよくわからないが、初期の敵産管理の主体別件数はわかる。マライ, スマトラ, ジャワ, ボルネオの合計で、部隊 2,595 件, 軍政監部 165,541 件 (土地, 家屋その他企業に属せざる財産を除くと 3,401 件), 委託経営 1,726 件となっている³⁰⁾。軍政初期においては、委託経営は、少なくほとんどが軍政監部の直接的な管理のもとにあったことになる。その後、敵産処理が進行していく過程で、委託経営が増加していったのである。しかしながら、軍の直接管理していた事業場などでも、軍は「協力会社」という形式で、管理運営に関与させていた³¹⁾。

(2) 委託経営

民間企業はどのように規定されていたのであろうか。南方企業についての経理に関する規定を定めた「南方事業経理統制令」(1943年8月1日)³²⁾では、委託経営事業をも民間事業の中に入れている(同第1条)。委託経営は、軍の監督をうけるとはいえ、軍から民間企業に経営が委託されているわけであるから、民間経営ともいえるわけである。「南方事業経理統制令運用方針」の民間事業の定義でも「国、公共団体又ハ之ニ準ズルモノ以外ノ経営ニ係ル事業」と定義している。しかし、委託経営は軍の特殊の監督を受け、その性格は民間企業と異なっていたといつてよい。

『委託経営事業の会計監督要綱解説』解説(1943年5月)では、「南方占領地域に於ける事業の経営形態を如何にすべきかは種々論議の岐る所であるが、差当りは委託経営を主体として、必要に応じては其他の経営形態を採るを原則とした」³³⁾としたうえで、軍直営, 軍政機関直営, 委託経営, 自主経営の 4 つに分類している。

委託経営事業が「全企業を中心を為す」³⁴⁾理由は、南方地域は未だ作戦地域であり、南方の事業の「基幹」は敵産であるから、軍の管理下にあり、軍以外のものが経営するとすれば、経営を委託せざるをえない。軍が直接経営する道もあるが、軍は作戦使命を主とするから、民間事業者の知識経験を活用した委託経営が望ましいとした。

『委託経営事業の会計監督要綱解説』解説(1943年5月)では、自主経営を民有民営経営とし、華人経営や日本人以外の外国人の経営と一部の日本人経営³⁵⁾を想定していたようである。民有民営事業については、軍が強力に指導監督する事業と日本の専門業者が指導監督する場合があるとしていた。

(3) 公社・公団

陸軍の軍政当局は、ゴムなどの重要資源や公益事業的部門では、軍政の初期において特定の民間企業に管理運営を委託することを忌避し、特別に法律に組織される「公営団」を想定し

た。公営団構想では、敵産を各業種別に地域別に公営団を組織し、株式を発行して敵産の元本を日本国内に送致し、一方株式を国民に公開することによって、国民に占領地行政に参加せしめるという構想であった³⁶⁾。株式への払い込みは公債にすることによって、公債の事実上の償却ができる構想であった。この構想は実現しなかったが、開発を特定の業者に独占させたくないという軍部の思想の底流として公社・公団は、存在していたのである。

公社・公団はあまり多くないが、ジャワの軍政においては、実際にいくつか設立されている（岩武 1981, 上, 第3章）。公社・公団などの幹部職員の人事情権は、軍政監が人事権をにぎり、事業計画は軍政監の承認を必要とした。軍の組織から別に公益的部門を引き継いで、別組織にしてそれまでにあった現地の経営を引き継いだ。それを軍政監あるいは軍政監部の管理監督の下においた（爪哇電気事業公社）³⁷⁾。公社、公団の財務関係についても、軍政監の監督のもとにあった。軍が直接事業を行うことが困難であるが、公益上どうしても必要とされる事業などは、ジャワにおいては、軍とは別組織にして、監督管理については、公社・公団形式の事業が行われた。個別の私企業に委託するにはふさわしくない、公益上の必要性を配慮して軍政下でこうした企業形態がとられたと思われる。

(4) 民営企業（華人、外国人など）

民営企業については、軍政の下では、経営者や設置法人の形態などを考慮して企業の統制が行われていたのである。南方現地の経済活動において、華人経営の影響力は大きく、軍政を遂行する上でも位置づけを特に考えていたのである。中国大陸における蒋介石国民党政権と戦争をしている状況のなかで、華人の日本軍に対する抵抗もあり、日本の華人に対する対処は厳しくなっていた。

華僑に対する軍政上の位置付けは、「華僑対策要綱」（1942年2月14日、大本営政府連絡会議決定）³⁸⁾によって、蒋介石国民政府から離反させ、「我方ニ同調セシムルト共ニ既存ノ経済機能並ニ慣習ヲ活用シテ帝国ノ施策ニ積極的ニ協力セシムル」ことを基本とした。しかし、全体としては華僑に対する社会的経済的影響力については、警戒的であり「控制」させることを念頭においていた。華僑に対しては、敵対的な政治・軍事行動は厳格に規制する一方で、軍政遂行のために、その経済力や現地の組織力を利用する方策をとるが、長期的に次第にその力を殺いでゆく政策を採用していたのである。第三国の経営については、「占領地軍政実施ニ伴フ第三国権益処理要綱」（1942年1月20日、大本営政府連絡会議決定）³⁹⁾により、独伊および中立国の法人経営については、「現存権益ハ軍事上差支ナキ限り之ヲ尊重スルモ爾後ノ拡張、新設並ニ未着手、未経営ノ権益ハ差当リ之ヲ認メス」とし、現状維持のままとして、一応の配慮を示していた。マライにおける企業の設立拡張などの許可制を定めた「企業取締令」（1942年11月19日）の運用においては、「邦人企業ヲ優先的ニ考慮シ、将来邦人ニ依ル各種業界ノ指導権ヲ把握セシムル如ク措置」するとしていたのである⁴⁰⁾。

前掲の南方軍総司令部「南方軍経済施策要綱」(1942年1月31日)においては、「現地ニ於ケル主要工場事業場等ニ対シテ邦人ノ指導権ヲ獲得スル如ク措置シ又居住邦人ノ復帰ヲ優先トシ特ニ農、林、水産業及商業ニ於テ邦人事業ノ拡大進出ヲ指導援助シ逐次実権ヲ掌握スル如ク施策ス」として、主要事業場について日本人経営を優先する政策をとっていた。華僑、第三人などに配慮を見せていたものの、主要施設は日本人が掌握することを優先的にこなっていたことは否定できない。

第 2 節 南方への企業進出の特徴的形態 (組合、交易担当者)

企業形態としては、南方軍政下では様々な特殊な企業が存在していた。二つの形態について言及しておこう。

(1) 組合

各商社・企業をまとめて組合を作り流通チャネルを構築し、物資の吸い上げ又は配給をはかった。地域が広汎にわたり、ある特定の商社や企業では、物資の集荷・配給が困難な場合には、商社をまとめて、組合を結成させ、それを軍政の管理下におき、物流を統制管理しようとした。ビルマにおいては、日綿実業、三井物産、三菱商事に組合を結成させて、コメの集荷配給精製を担当させ、敵産精米工場は、各商社ごとに担当させたのである⁴¹⁾。また、内地の屑鉄不足が深刻化する中で、南方より屑鉄を回収し、内地へ供給するために、南方故屑鉄輸入統制組合を作り、南方からの屑鉄の回収と内地への供給をおこなわせた。南洋故屑鉄輸入統制組合は、現地陸海軍の指導監督の下、屑鉄の蒐集、納入、船積作業をおこなった。敵産屑鉄については、陸海軍から払い下げをうけ、内地に到着すると、重要物資管理営団または鉄鋼原料統制会社に売り払ったのである。資金は、南方開発金庫(設立以前は陸海軍)より融通をうけたのである⁴²⁾。

マライ、スマトラのゴムを集荷、配給、輸出するために、邦人のゴム事業の経験者である(株)三五公司、東洋拓殖(株)、熱帯産業(株)など大企業から中小企業商店まで 16 社が「昭南護謨組合」を結成し、生産割当責任および買付価格を統一して、ゴムの集荷(生産)・納入・輸出に当たった。組合の構成会社の 1 名または代表者は軍政部の嘱託という形をとって、理事長についても、軍政部が任命することになっていた。組合には軍政部要員が派遣され理事会などに出席して意見をのべることが出来た。同組合は、マライ・スマトラのゴムを現地住民および邦人会社より蒐集して、軍政部の下に管理する組織となっていたのである⁴³⁾。また、農林水産業の分野では、漁業組合、統制組合などが進出している場合もあった⁴⁴⁾。

(2) 交易担当者

内地と南方との物資・部材などの輸出入を商社に担当させた。日常生活物資を供給する業者、南方において物資を集荷、配給する流通業者が選定・指定されていった。「南方経済陸軍

処理要領」⁴⁵⁾では、これらの業者の選定や機能、性格を規定している。対日物資の交易は臨時軍事費特別会計を介して現地と国内の取引が行われ、「各地区毎ニ物資ヲ指定シテ選定スルモノトシ陸軍省ヨリ示達」されたのである。石油など重要資源を除けば、その担当者として商社が指定された。これは企業形態としては委託経営と変わりなかった。現地における集荷は現地商人（主に華僑）を利用して集荷するが、「中枢的地位」には本邦人を配置するということになっていた（花井俊介 1995 参照）。

南方から物資を輸出入（主に日本に対し）する業者は、交易担当者として商社が選定されていった。納入人買受人は少数に限定し、収集物資については、「現地ニ於ケル取扱経験者中充分ナル実力ヲ」有するものが選定されていった⁴⁶⁾。例えば、マライの生ゴムの納入人、買受人は、三井物産、野村殖産、千田商会、弘栄商会、加商株式会社、三菱商事が納入人、買受人に指定された⁴⁷⁾。

また現地で、商品種類ごとに、商社に組合を結成させ、加工・配給なども、組合を通じて軍が委託経営するという、鉱物資源や工業製品の開発・生産の委託とは異なった方法がとられた。物資ごとに、選定商社を組織化して組合をつくって集荷・配給にあたっていた。

(3) 中小工業政策

中小企業の進出を後押しする政策は、確かに書き込まれていた。「南方甲地域経済対策要綱」（1943年5月29日、大東亜省連絡委員会第1部会決定、『南方経済対策』所収）では工業の項目の中に、「邦人企業者ヲ進出セシムル必要アル場合ニ於テ適當ナル工業ニ関シテハ特ニ本邦中小工業者ヲ活用ス」とあった。

敵産工場の払下げ売却にあつては、「買受人ノ資力、経歴等ノミニ標準ヲ置クコトナク工場事業場ノ性質ニ応ジ邦人内地転業対策、戦死者遺族ノ救恤等ヲ併セ考慮スルモノトス」⁴⁸⁾とあり、大企業の敵産独占の批判を回避するため、一定の配慮がなされていた。

「軍政総監指示」（1942年8月7日、防衛庁 1985 所収）において、「敵産事業ノ経営ニ広く国民カ参与シ国家ノ総力ヲ挙ケテ南方経営ニ当ルノ理念ヲ構成スル経営形態ヲ採リ且戦争ノ犠牲ニ対スル利益ノ均霑ヲ図リ一部大資本家ニ利益ヲ独占セシメサル如ク措置ス」とあるように、敵産処分については、財閥系大企業の独占を制限して、国民全般に利益を均霑する政策的配慮が考えられていた。

比較的工業の発達していたジャワにおいては、委託経営の選定にあたり、「追テ定ム」という工場事業場がいくつか存在した。この字句のついた経営については「追テ定ム」トアルモノニ付テハ本邦中小工業者ヨリ適當ナル者ヲ選定シ之ニ追加ス（『南方経済対策』、140頁）と但し書があり、第六委員会では、陸軍と商工省との間で協議され、中小企業の南方進出を促す措置がとられた⁴⁹⁾。

以上のように、企業経営に効率性や経済性を求める一方で、財閥など一部の大企業を中心と

した進出ではない方策も考えられていたことは事実である。しかし、戦局の悪化、戦時下の中小企業の経済状況などを考えると、中小企業が単独で、日本内地から南方への進出が可能であったかは疑問である。特に、大規模な敵産を管理運営するには、中小企業の組織能力では困難であった。

第3章 日本企業の南方進出の諸経路

1941年12月31日閣議決定によれば、「南方資源ノ開発ニ関スル民間人ノ個々ノ運動ニ対シテハ輕々ニ之ヲ取扱フコトヲ避ケ第六委員会ノ議ニ付シ之ガ決定ヲ為スコト之ガ為各省ニ対シ民間人ノ出願等アル場合ニハ直チニ之ヲ第六委員会ニ廻付スルコト」⁵⁰⁾となっていた。第六委員会は、1941年11月28日の閣議決定によって、それまで企画院第五委員会にかわって、内閣に設置され、企画院総裁を委員長とし、「資源ノ取得及開発ヲ主体トスル経済ノ企画及統制ニ関スル事項ヲ審議立案スル為」設置された⁵¹⁾。したがって、南方の資源開発は、この第六委員会によって、統制されているはずであった。

南方への企業進出の具体的な経過については、研究がある⁵²⁾。しかしながら、以下でも述べるように、南方への企業進出の経過については、産業および資源の性格、地域の状況、既存企業との関係など様々な場合があった。散見される資料や文献の例を検討してみると、一律的な方式が閣議決定のような形で決定していなかったようである。以下いくつかの事例を検討してみよう。

第1節 重要鉱業資源の開発

鉱物資源の開発については、既に述べたように石油は軍の直営とするほか、その他の鉱業資源は、開発力を集中し少数の企業により能率よく最大量の資源を開発するという政策をとった。また、新たに重要鉱物資源の開発を担当させる企業の選定は、一地点一企業者専任とすること、優秀確実な経験を持つこと、開発能力を持っていること、南方を通じて同種資源は2つ以上の企業に分担させ、1品種1商社の独占を排除すること（『南方経済対策要綱』『南方経済対策』所収23～24頁）という原則を示した。新たな企業者の決定は、「鉱山統制会ノ推薦ニ基キ関係官庁ノ意見ヲ徴シタル上之ヲ選定シ大本营ヨリ示達」（『南方軍経済施策要綱』）する⁵³⁾ことになった。

それでは統制会はどのような対応をしたのであろうか。統制会の担当者の選定および基準は、選定された個人の所属会社も考慮して、個人を開発担当者として選定した。資源開発を個人で経営することは難しく、当然その個人が所属或いはその個人に協力する会社を考慮して個人を選定した⁵⁴⁾。その意図について、統制会は次のように述べている。

「従来生産増強ガ意ノ如ク進捗セサリシー因ハ実情ニ最モ明ルキ現場担当者ノ意ニ反シテ本社ノ手ニ依リ生産計画ガ樹立セラレ且其ノ遂行カ命セラルルコト多キ点ニ在リ。斯ル欠陥ハ現場担当者ニ対スル本社ノ掣肘ガ大ナル結果ニシテ、本社ノ都合ニ依リ現場担当者ガ頻繁ニ更迭セララルニ至リテ其ノ弊最モ極マレルモノナリ。仍テ此ノ弊ヲ矯メントセバ生産計画ノ原案ヲ現地軍ニ提出シ且其ノ遂行ノ任ニ当ル生産ノ実権者、從テ其ノ直接責任者ヲ現場担当者自身トシ、本社ハ当該個人ニ対シ資本ノ調達其ノ他生産上ノ諸般ノ便宜ヲ供与スルコトニ依リ之ニ協カスルニ止マルコトトスルヲ合目的トスベシ」⁵⁵⁾

また、現地開発の利益が特定の会社に集中することを嫌い、「利権漁」を防ぐために、現場担当者個人とした。鉱山統制会の意見は、現地の責任者を統制することを通じて生産力増強を企図するといういわば、軍需会社法（1943年11月）の「生産責任者」の考え方を適用していたものと思われる⁵⁶⁾。実際に鉱業の第2次指定（1942年2月19日）の際には、現地責任者として、個人名があげられている。しかし、これも現実性に欠けることになることから、それ以後は「担当企業者」として、企業名があげられているのみである⁵⁷⁾。

疋田・鈴木（1995）、三井文庫編（2001）の研究では、ボードウィン（Bawdwin）鉱山への企業の進出過程についての検討されている⁵⁸⁾。ボードウィン鉱山は、三井鉱山が開発を希望し、陸軍及び統制会への働きかけ、第六委員会において、企画院陸軍省海軍省の賛成をえたが、商工省が反対、関係大臣会議にまで議案があげられ、利害が錯綜して、陸軍直営となり、日本鉱業の銅精錬、三井鉱山の鉛亜鉛精錬及び総務という分業にして、両者を協力会社とするという変則的な解決の方法がとられた。

上記研究によれば、指定企業が陸軍省または所管官庁に陳情し、陸海軍の内定を得たうえで第六委員会で予備的な審議をして、統制団体の意見を聞いたうえで、決定されるという形で整理している⁵⁹⁾。決定は中央でおこない、統制団体の意見が重要であったということを指摘している。

かなり重要な鉱山で、かねてより調査が進んでいた場合にはこうした過程が進んだと思われる。問題は、軍部或いは政府は、開発の申請や開発指定に関して、公平に情報開示していたわけではなかったことである。どの地域のどの鉱山が現在指定の対象となっているか、審議経過などはまったく外部の企業（個人）には理解できるわけではないから、この過程は確かに一見すると調整されたもののように見えるが一部の関係者間の利害の調整にすぎないのである。

南方に進出していた日本企業は、限られていた。また、南方資源に関する情報、進出に必要な現地情報（自然環境、経済社会情報、文化情報）などは、十分にもっているわけではなかった。したがって、既存開発地域については、基本的にはそれぞれ日本企業の既存業者がいた場合は、その開発拠点を指定されていたのである。

問題は、欧米系企業の鉱業開発拠点と新規の開発拠点である。重要鉱業資源の指定担当者に

関する情報は、軍部あるいは商工省など一部に偏在しているなかで、統制会の推薦などが持つ意義が大きかったとはいえ、担当指定の企業間競争が繰り広げられていたのである。

第 2 節 企業進出の構造的実態：王子製紙の場合

森林資源開発について、「南方甲地域林材対策」（1942年7月22日、第六委員会決定）においては、森林の管理は軍管理として、軍直営または担当企業者による場合の2つの方式が決定した。第3次指定（1942年8月8日）により、ジャワ、バンドン地区パダラングの製紙工場は三菱製紙に決定していたが⁶⁰、ジャワに行った王子製紙社員はジャワの製紙工場開発が進んでいない状況を見て、現地軍と相談の上、現地軍の慫慂もあって王子に開発担当企業を変更しようとした。また、この時、王子製紙担当者は、ジャワに到着して、担当企業が三菱製紙であったことを初めて知ったのである。王子製紙は、巻き返しをはかり、現地軍の了解をとって、内地に帰り、陸軍省と折衝のうえ、ジャワ製紙業の開発権利をえたのである⁶¹。この過程は、開発情報が公示されていないため、有力企業でさえどの地域が指定企業になっているかの情報をもっていなかったことを示している。

1943年初頭、王子製紙は南方事業部を設置して、積極的な南方進出を画策していたが、同年1月王子製紙にマライの企業化調査が命じられると、マライに調査団を派遣して「マライ製紙業企業化調査報告書」（成田20～26頁）を作成し、洋紙3,000トンの工場建設の調査報告を軍に提出した。1943年8月陸軍省よりマライ地区企業担当者を命じられて工場建設に入ったのである。パンサ工場は1941年9月から生産を開始した。こうした操業には、原料の取得から工場の操業まで、開発担当者である王子製紙が事業の主導権を握って経営を行っていたことは、間違いない。しかし、その要員の構成をみると、山林事業においては、72名が日本からマライの山林事業に送られていたが、実際には、高屋組、後藤組といった国内で山林事業の請負事業をおこなっていた零細な事業者が59名と82%をしめていたのである。工場関係では、国内、朝鮮、満州の工場からマライ製紙業へ送り出されていたのである。王子製紙が確かに生産（開発）担当者になっていたのは、事実ではあるが、その下請けや関連会社がそれともなってマライの事業に参加していたのである。しかも、これら零細企業で動員されたものは、王子製紙の「嘱託」や「臨時工」という身分で動員されていたのである（表3参照）。

以上、王子製紙の事例から2点の興味深いことがわかる。第一に、南方進出は受命企業の数と実際の進出企業の数とは一致していないのである。受命企業は1社であったとしても、下請け企業または取引関係企業が、受命企業に協力する形で、南方進出しているのである。受命企業の数だけを比較して、小林は「大企業選定中心説」（小林1993, 2011）を展開したが、それはやや平板な企業進出に関する理解である。人数的にも、零細事業からの動員人数が多くなっていたのである。第二に、企業側は開発担当者がどこの企業であったのか、知らなかった

ことである。王子製紙社員は、南方に開発のために調査に向かってはじめて、ジャワの製紙業担当企業が三菱製紙と知って現地での巻返しをはかって漸く開発権を獲得している。開発担当に関する情報は著しく偏在している中で、企業間競争が繰り広げられていたのである。

表3 王子製紙マライ山林事業、工場要員

(a) 山林事業所要員

内訳	王子製紙	高屋組	後藤組	現地採用	合計
所長	1				1
次長	1				1
課長	2				2
総務	3				3
業務	5				5
嘱託		6	4	1	11
臨時工		26	23		49
計	12	32	27	1	72

(b) 工場要員

内訳	王子製紙
所長	1
技師長	1
課長	7
事務関係	6
工務関係	30
助勤	4
計	49

資料：『王子製紙南方事業史』33～37、57～60頁より作成。

注：①王子製紙には、王子造林、日満パルプ2名を含む

②工場関係者で海上遭難者4名は除いた。

③工場要員にはゴムバック分工場の要員も加えた。

第3節 マライ木炭銑企業の海外進出

占領地において、新たな技術によって資源確保を目指す事業の場合として、木炭銑事業の例を検討してみよう。木炭銑事業のように南方における新たな事業展開をする場合⁶²⁾は、技術、業界、資源分布の情報などを軍部はそれほどもっていたわけではない。むしろ、企業側が、積極的に南方進出の検討を始めていた。財界団体である日本経済同盟会は、時局対策調査委員会の中に「南方産業立地対策委員会」を1941年6月に作り、南方進出の議論を始めていた。南方の資源の分布状況を検討した上で、熱源として、マングローブを利用する木炭銑事業の展開をはかる必要性を意見書としてまとめ上げ関係各方面へ提出していた(1942年7月)⁶³⁾。一方で、軍部も参加する科学動員協会⁶⁴⁾においては、軍部と業界側との間で、南方での新たな技術による開発の協議が続けられていた。1942年4月には、開発担当者として日本製鉄および日本鋼管の木炭銑事業の具体化について了解が得られていたのである。1942年4月の科学動

員協会では、次のようなことが決議され、軍部と企業側の木炭銑事業進出の具体的内容が決定した。

「一、^(マ)南方ニ設備スル高炉ノ容量ハ一基二十瓩乃至三十瓩トスルコト / 二基並列式ニスルコト

二、右高炉ノ計画案ニ就イテハ日鉄ト帝国製鉄及日本鋼管ト大阪特殊鋼トガ相互ニ提携シテ計画案ノ説明書及所要資材ノ調査費ヲ作成シ四月三十日迄ニ科学動員協会宛ニ提出ノ事

三、五月一日第二次協議会ヲ開催シ更ニ検討ヲ加ヘル事」(1942年4月23日)⁶⁵⁾

1942年7月になると、商工省は、南方における木炭銑事業の企業立地場所を統制会に提案し、商工省提示案として、マレー半島東西を日本製鉄、日本鋼管、同北部を日本鉱業、南部ボルネオを日本製鉄、フィリピンを石原産業としている。これに対して統制会の意見は、「地域別経営者ニツキテハ異議ナシ但今後ノ実施計画ニ付キテハ予メ」統制会に連絡するように希望している⁶⁶⁾。つまり、ここでは統制会について、実施計画案が事後的な連絡となることを懸念していたことを示しており、鉱業資源の開発(第1節)における統制会の位置付けとはやや異なっているのである。

そうした、業界団体や商工省の動きとは別に、日本製鉄の動きは、商工省、統制会のルートより早く、南方における製鉄事業の企業化調査の方策が検討されていたようである。日本製鉄は、42年2月、マライ半島を短期間のうちに、制圧し、軍政をしいていた陸軍省の「内意」を受けて、計画をねっていたといわれる⁶⁷⁾。日本製鉄の動きはきわめて速く、企業化調査担当者が決定する以前に、1942年6月12日には日本国内における木炭銑事業を営み木炭銑技術をもつ帝国製鉄と技術提携契約を締結していたのである。つまり、企業化調査担当の正式決定以前に日本製鉄は、南方進出の具体的な実施準備をしていたのである。科学動員協会における軍部との調整ができており、正式決定を見る前に進出承認の目途をつけた日本製鉄は南方における木炭銑事業進出の準備に入っていたのである。

木炭銑に関する「南方地域ニ於ケル重要資源企業化調査担当者」は、正式には1942年7月22日、陸軍省において決定され、7月27日、陸軍次官木村兵太郎から南方軍参謀総長及び渡、富、林、灘の各部隊参謀長4名に対して、重要資源企業化調査担当者として、木炭銑については、フィリピンは石原産業、マライは日本製鉄、日本鋼管、日本鉱業、マライケダー州低嶺木炭銑企業、南部ボルネオ日本製鉄が選定されたと南方各地域別の企業担当者について通牒したのである⁶⁸⁾。7月27日の通牒には「追而各社ニ対スル具体的事項ニ関シテハ貴軍ニ於テ可然決定処理相成度申添フ」⁶⁹⁾とあり、各社の資源企業化調査への協力を現地軍に要請していたのである。

日本鋼管は、積極的な南方進出を計画していた。日本鋼管は、開戦前から所有していたタマンガン鉄山の鉄鉱石を利用して⁷⁰⁾、木炭銑高炉の建設とスマトラ島の製鋼圧延事業について、

受命していた。マライ製鉄所については、コタバル近辺のバツセマスに建設することになっていたが、12月にタマンガン鉄山近辺に変更になるなど、計画が目まぐるしく変わっていった。高炉の建設についても、資材および建設・組立を塚本商事に依頼していたが、見積価格に関する交渉で決裂するなど建設は難航を極めていた⁷¹⁾。結局、高炉建設は、森岡商店、栗山工業所という日本鋼管の系列企業の請負工事となって、南方マライでの高炉建設は行われることになった。受命企業は日本鋼管であったが、実際の人員の主力は、下請系列企業が主力となっていたのである。木炭銑高炉建設のために、1943年8月時点の渡航予定者をみると、森岡商店15名、栗山工業所21名、本社従業員6名であった⁷²⁾。この例からもわかるように、受命企業は確かに大企業である日本鋼管であるが、実際に渡航している人員および企業をみると日本鋼管は人数的にもわずかであり、実際の計画遂行者は日本鋼管の関係会社あるいは取引会社である森岡商店（東京の鉄鋼問屋）、栗山工業所のような中小企業が主力になっていたのである。王子製紙の場合と同じように、受命企業の数を集計するだけでは、日本企業の南方進出の実態をあらわすものではなかったのである。森岡商店や栗山工業所の従業員がどのような資格（軍属、嘱託、臨時工なのか）かは不明であるが、企業進出の実態にまで踏み込んでゆくことが必要になってきていることを示しているのである。

以上の検討から、二つのことを確認しておこう。第1に、木炭銑事業のように軍政下の新規の展開の場合には統制会の決定権よりも、軍と企業との直接的関係（「内意」）であるとか、科学動員協会のような軍部の周辺の機関で実際的な決定がおこなわれており、一般にいわれるものとは異なっていたのである。第2に、進出地域、業種などの決定をうけた企業は、多くの下請け企業や関係会社の人員を動員して南方開発に従事していたのである⁷³⁾。

結 論

南方資源開発は、石油を除いて、民間企業を動員し「産業別・地域別担当專業企業指定方式」によって、政策的には独占を排除することを考慮しつつ行おうとした。南方については、資源の獲得を第一義において、消極的な工業化政策を採用し、獲得した資源を物動計画の中に組み入れて、内地へ還送することをめざしていた。しかしながら、戦局の悪化とともに、内地と南方の輸送力が著しく低下してくると、経済政策の重点は現地における自給自活に移行し、工業化政策も自給自活のために工業を「培養」することに修正されていった。

南方への企業進出は、軍部の統制の下で進められ、進出民営企業も何らかの形で軍の管理監督をうけていた。軍政下の企業は、軍の直接的管理・監督をうける工場・事業場とそれ以外の民営企業に分類することができる。民営企業は、外国人の経営権を弱め、邦人企業経営権優先の軍政政策を採用した。

企業進出の実際の過程をみると、政府及び軍が決定権と情報をにぎっており、情報は公平に公開されていないため、軍事占領下で、軍による情報の偏りと独占は著しく、しばしば進出企業は正確な情報を取得することができず、無規律な企業間競争を醸成した。軍政下の担当指定受命企業は、資源開発地域が選定されると、当該企業は内地から関連会社や下請け業者を軍属、嘱託、臨時工という名目で引き連れて進出していたのである。確かに受命企業は財閥系大企業が多くなっているが、その実態は、むしろ多くの下請け中小企業、関連企業従業員を動員した進出であったのである。

<注>

- 1) 秦郁彦編 (1998) 参照。
- 2) 「第 25 軍軍政実施要綱」(1942 年 4 月 27) において、マライにおいて「軍政ヲ実施ス」とあり、逐次他の地域にも軍政が及ぼされてゆくことになる。また「軍政総監指示」(1942 年 8 月 7 日) が出されており、1942 年 6 月には、戦闘は落ち着いたものとみられるので、1942 年前半を軍政開始時期とした(防衛庁 1985 所収)。
- 3) 「占領地軍政実施ニ関スル陸海軍中央協定」(1941 年 11 月 26 日、防衛庁 1976, 96～97 頁)。
- 4) 大蔵省財政史室 (1984) 原朗執筆参照。
- 5) 原朗 (2013) 所収 103 頁。原朗 (1976) 「大東亜共栄圏の経済的実態」(『土地制度史学』第 71 号) の論文を掲載したものである。
- 6) 疋田康行編著 (1995) は、第 7 章(疋田康行、鈴木邦夫)で、陸軍主担任地域については、「南方陸軍地区進出企業会社一覧」、海軍については、「南方ニ於ケル資源開発事業進捗状況調」(『大東亜戦争中帝国南方経済政策関係雑件』外務省外交史料館)の資料を用いている。両資料は、調査の主体も時期も異なっている。特に海軍地域の調査は、1942 年 2 月 13 日の調査であり、アジア・太平洋戦争期全体をカバーしているように思われぬ。しかし、現在のところ、疋田の実証研究を超えるものもないし、資料も見つかっていない。特に、海軍地域の状況については、進出企業の状況を何らかの形で、補う必要がある。両方重なっているものも交え、会社数はかなり少なくなる。
- 7) 岩武照彦 (1989), 防衛庁 (1985, 76 頁)。
- 8) 同上。
- 9) 小林英夫 (2012, 70～72 頁)。
- 10) 小林英夫 (1993, 102～105 頁) において、田中申一の著作を引用している。海軍省 Y 中佐と小沢の関係を引用されているが、これは確かに Y と利権屋たる小沢の関係をあらわしているが、小沢とは「若干資力が不足」しているが「素性」がよい利権屋のことで、財閥を牽制するために Y を利用しようとしている例である。むしろ中小企業の占領地への進出の例であり(田中申一 1975, 212～226 頁)、小林の見解とは整合性を欠く例である。
小林英夫はフィリピンのララップ鉱山を石原産業が獲得する過程を分析して軍との直接的折衝により結合関係を強め石原産業の開発権取得の過程を明らかにしている(小林英夫, 1997)。
- 11) 大東亜省連絡委員会第 1 部会『南方経済対策』(改訂版, 1943 年 7 月 31 日) 所収。同資料は、指定企業の一覧が掲載されている。
- 12) 安達宏昭 (2013, 223～226 頁)。
- 13) 太田弘毅 (1980) は、海軍の企業進出に関する検討を行って、指定の方法、「進出企業会社一覧表」(原資料は、経済部南方課 (1946) 「海軍地区進出企業会社一覧表」) の全企業が掲載されている。
- 14) 日本の英領マラヤ・シンガポール占領期史料調査フォーラム (1998) は、日産農林の進出について証

言が掲載されている。

- 15) 「南方占領地行政実施要領」（1941年11月20日、大本営政府連絡会議決定、参謀本部編1987、上、526～528頁）。
- 16) 大本営陸軍部「南方作戦ニ伴フ占領地統治要綱」（1941年11月25日）、岩武照彦（1981）下、所収。
- 17) 大東亜省連絡委員会第1部会『南方経済対策』（改訂版1943年7月31日）所収、以下単に『南方経済対策』と記述する。
- 18) 「南方経済陸軍処理要領」（1941年12月30日、大本営陸軍部）、岩武照彦（1981、下598～608頁）所収。
- 19) 南方軍総司令部「南方軍経済施策要綱」（1942年1月31日、明石陽至編2004、第1巻）。
- 20) 岩武照彦（1981）下、所収。
- 21) 「南方経済陸軍処理要領」（1941年12月30日、大本営陸軍部、岩武照彦（1981）下、598～608頁）と「南方軍経済施策要綱」と企業に対する対策は同じである。
- 22) 柴田善雅（2008）を参照。
- 23) 原朗は、日本帝国の植民地の開発方式を、「満州」については、特殊会社群を株式会社（満州重工業）形式で統括する方式、中国占領地については、政府出資と既成諸財閥の共同出資に基づく総合投資会社方式、南方占領地を直接に個別企業を指定して開発に当らせる担当企業者指定方式と整理している（原朗2013、40頁）。筆者は、概ねこの類型化に賛成であるが、南方の場合は、敵産管理と委託経営という問題を内包しつつ個別に企業が、産業別・地域別に指定されていた。筆者は、「産業別・地域別担当専業企業指定方式」ともいうべきものであったとしたい。
- 24) 産業別に一地点専業企業を選定していくという方式が基本となったことは、間違いのないところであるが、第25軍軍政部の文書には、民間業者を纏めて組合を組織させ、その組合に経営を委任するという構想も初期の段階では、軍政部内で考えられていたようである（第25軍軍政部「重要産業ノ実施計画」1942年3月、明石陽至編1998、所収）。
- 25) 42年末当初の修理は、その後、素材供給も南方でおこなう方向に変更された。
- 26) 「南方甲地域経済対策要綱」（1943年5月29日大東亜省連絡委員会第1部会決定。1943年6月10日大本営政府連絡会議報告、1943年6月14日閣議報告、参謀本部編1987、下巻）所収。
- 27) 長島修（2000、第5章）、長島（2016）を参照。
- 28) 疋田康行・鈴木邦雄（1995、322～323頁）。
- 29) 「総務部長会議席上敵産管理部部长説明要旨」（1944年3月『南方軍政関係資料』昭和19年度、その2、Ref.C140607666400、防衛庁防衛研究所）。なお、敵産管理と委託経営については、別稿において明らかにする。
- 30) 同上に掲げてある、委託経営の各地別の合計は、数字が不明確なものがあり、合計数値のみを信頼できるとみなして、掲げた。マライが件数としては圧倒的に多く、ついでジャワである。
- 31) 三井鉱山は、軍直営のボードウィン鉱山の「協力会社」となっていた。軍の指定工場となったフィリピンのリザール・セメント会社の工場に関して小野田セメントが「経営指導」に当たった（三井文庫2001、743頁）。
- 32) 『委託経営事業の会計監督要綱』解説（Ref.C14010111400、『委託経営事業の会計監督要綱解説』1943年5月、防衛省防衛研究所）。
- 33) 『委託経営事業の会計監督要綱』解説（第2章総論3頁。Ref.C14010111100、1943年5月、防衛省防衛研究所）。
- 34) 同上。
- 35) 開戦以前において、南方に日本人の企業経営が存在していたことはあるが、数としてはあまり多くなかった。また、1941年7月の英国、オランダの日本人資産凍結により、日本に帰国した者も多く、インドなど外国に抑留された者もあり日本軍政下で再び南方に帰還した例はあまり多くなかったようである。

日本人経営（「邦人経営」という表現を用いている）とは、「南方事業経理統制令運用方針」1943年

- 8月1日施行(『委託経営事業の会計監督要綱』解説)1943年5月, アジア歴史資料 Ref. C1410111300)によれば, 本邦における法令によって設立された邦人, 本邦に本店又は主たる事務所を有する邦人, 本邦人がその出資額または議決権の過半を占める邦人, 事業主が本邦人, 「出資金, 経営者其ノ他諸般ノ事情ヨリ観テ当該事業ノ実質的支配権ガ本邦人ニ在ルト認メラルモノ」, これらを「邦人経営」と定義した。筆者もまたこの定義を採用し, 日本人経営とは, 上記の定義に当てはまるものを含む。従って, 台湾, 朝鮮, 樺太などの日本帝国の植民地に設立された企業も邦人企業とする。
- 36) 第25軍軍政部「占領地ニ於ケル施設及資源ノ管理運営ニ関スル基本方策」1942年8月23日, 明石陽至編(1998)第3巻所収。
- 37) 倉沢愛子編(1994)には, 「爪哇電気事業公社規程」1943年5月1日施行, 「不動産管理公団定款」(1942年10月20日認可), 「ジャワ映画公社規約」(1942年9月11日, 治政秘第441号)「私領地管理公社定款」(1943年2月13日, 治政秘第1341号)など公社公団の規程や規則類が所収されている。
- 38) 防衛庁(1985)所収。
- 39) 同上所収。
- 40) 明石陽至(1998, 第5巻, 373頁)。
- 41) 「ビルマ米処理暫定要領」(1942年7月30日, 第六委員会決定, 『南方経済対策』所収)。
- 42) 「南方占領地域内ニ於ケル屑鉄処理要領(案)」(1942年1月27日, 美濃部文書E:1:10, 0003890)。
- 43) 「昭南護謨組合暫定要領」(1942年5月17日, 『戦時月報(軍政関係)』1942年5月末, 明石陽至編2004, 第5巻, 所収)。1943年10月28日, 敵産管理農園の管理と現地人農園からのゴム原料の買入れのため, マライ護謨管理組合が設立された。その結果, 昭南護謨管理組合は, 10月30日に解散した(『戦時月報(軍政関係)』1943年10月31日, 同上第5巻所収)。軍政下のマラヤのゴム・錫・農園については, 吉村真子(2001)参照。
- 44) 軍省整備局「南方地域ニ於ケル指定企業派遣者(戦前ヨリ残留者並軍徴用者ヲ含ム)」(1942年9月末調(明石陽至編2004, 第2巻)。組合については, クラトスカ(2006, 192~196頁)をも参照。
- 45) 「南方経済陸軍処理要領」(1943年6月5日, 陸軍密第3392号, 防衛庁1985, 159~168頁)。
- 46) 「臨時軍事費特別会計ニ依ル期間ニ於ケル本邦対南方甲地域間ノ(輸入ノ部)選定ニ関スル件」(第六委員会幹事会決定, 1942年3月6日, 明石陽至編2004, 第2巻, 所収)。
- 47) 「南方資源交易担当者ニ関スル件」(陸軍密第1164, 陸軍次官木村兵太郎, 明石陽至編2004, 第2巻)。
- 48) 南方軍総司令部「南方軍経済施策要綱」(1942年1月31日, 明石陽至編2004, 第1巻所収)。
- 49) 例をあげてみると, 中小企業選定の対象となった工場・事業場は, 敵産スラバヤ「フルカーン鉄工所」の場合, 工作機械80台, 鋳物設備3基, 従業員350名, 建坪800坪となっていた(『南方経済対策』140頁, 所収)。日本の中小企業の規模からすると, 中規模以上の規模のものが多かったようである。
- 50) 「南方資源開発ニ対スル民間人ノ出願等処理ニ関スル件」(1941年12月31日閣議決定, 『南方経済対策』所収)。
- 51) 同上18~20頁。
- 52) 岩武照彦が黄麻製織業者である小泉製麻株式会社がジャワ及びビルマに指定生産者として進出し, 戦後引き揚げてくるまでの経過を詳細に検討した研究がある(岩武照彦1989, 158~198頁)。同社は, ジャワにおいて, 農園を委託経営され原料を確保するとともに, オランダ製糖会社の附属工場を委託経営し, ビルマでは, 農民から麻類を買い取って集荷し, 新設工場において麻袋類を生産した。日本製鉄のマライ製鐵所については長島修(2016)。小林英夫(1997), 吉村真子(2001)をも参照。具体的な経営の展開に関する研究はすくない。
- 53) 「南方経済処理ニ関スル件」(議会ニ於テ必要アル場合進ンデ説明スル要旨)(1942年1月20日閣議決定, 『南方経済対策』37~40頁)によれば,

「石油、鑛産、農林産等ノ開発ニ付テハ差当リ新タナル総合会社共同企業等ノ形態ヲ避ケ経験能力アル企業者ノ熱意ト創意トヲ充分ニ發揮セシメテ能率的生産ヲ為サシムルコトヲ原則トシ該企業者ガ真ニ国家ノ代行機関の使命ニ徹底シ衷心ヨリ国家的ニ活動スルコトヲ期待シテキル。重要ナル開発企業担当ノ決定ニ当リテハ政府ノ適当ト認ムル民間統制団体ノ意見ヲ充分ニ斟酌シタル上關係官庁間ノ慎重ナル審議ヲ経テ決定スル」

「現地ニ於テ多年辛苦經營セル邦人企業者ヤ法人タラザル者ト雖我方ニ協力ノ誠意ヲ示シタル在来ノ企業者ニ付テ其ノ活用」(下線は筆者)

とほぼ同じ意見をのべている。

- 54) 「開発担当者ノ選定方法ニ関スル鉱山統制会ノ意見ニ付テ」(1942年1月26日, 美濃部文書 E : 1 : 1 : D, 3879), 「南方鉱産資源開発担当者ニ関スル件(案)」(作成年次不詳, 美濃部文書 E : 1 : 1 : 2, 3880)。
- 55) 前掲「開発担当者ノ選定方法ニ関スル鉱山統制会ノ意見ニ付テ」(1942年1月26日, 美濃部文書 E : 1 : 1 : D, 3879)。
- 56) 長島修(1986, 335～339頁)。
- 57) 『南方経済対策』参照。
- 58) 疋田・鈴木(1995, 326～331頁)。ボードウィン鉱山はビルマ北方にある鉛・亜鉛を産出する世界有数の鉱山である。日本軍占領下にあったボードウィン鉱山の操業については、1944年において、選送はできなかったものの、精錬も放棄せず、採鉱もすすんでいたことについて、武島良成(2014)の研究がある。
- 59) ボードウィン鉱山について、「林集団参謀長より陸軍次官宛電信」1942年5月21日(『陸軍密大日記』昭和17年第19号2/3, Ref.C01000322400, アジア歴史資料センター)によれば、現地軍から「速カニ経営ヲ開始スル為相当社ヲ決定」して調査団の派遣を依頼し、担当社は「中央ノ意見ニ依ルモ」「三井鉱山ニテモ可」であると打電した。なお、従来は三菱に委任していたとしているが、この箇所は？がついている。陸軍内部でも現地軍と国内当局とやり取りがあり、きわめて錯綜していたことをうかがわせるのである。
- 60) 『南方経済対策』142頁。
- 61) 成田潔英編(1964, 26頁)。渡航許可などの取得経緯については、不明であるが、陸軍省の了解なければ、南方への渡航は許可されていない。
- 62) 木炭銃事業の計画立案過程については、長島修(2016)を参照。
- 63) 堀越禎三編(1962, 394～396頁)。
- 64) 南方木炭銃事業に関する科学動員協会の出席メンバーは、理事長陸軍中将 多田禮吉(元技術本部長)、同協会宇賀村正雄、陸軍省整備局富塚誠少佐、企画院技師佐藤一雄、民間側は日本製鐵(総務局長畑敏男、製銃課長遠藤藤雄、技術研究所須藤幸次)、帝国製鐵(吉田三男)、大阪特殊鋼(後藤一平)、日蘭公司(田尻茂)、日本鋼管(松島喜一郎、堀田正郁)であった。
- 65) 「1942年4月23日, 科学動員協会の打ち合わせ会の報告(=題名なし)」, 調査部長, 技監部長宛, (松下長久資料『木炭銃製造』, No268, 横浜市史資料室所蔵)。
- 66) 「南方ニ於ケル木炭銃製造並ニ其他ニ関スル件」1942年7月29日(『南方鉄鋼開発計画資料(昭和18年)』水津利輔資料, S-III-3)。
- 67) 日本製鐵株式会社編(1959, 837頁)。
- 68) 「南方地域ニ於ケル重要資源企業化調査担当者ニ関スル件」アジア歴史資料センター(Ref.C01000564100『陸軍密大日記』第36号1/2 昭和17年 1942年8月6日受領, 8月7日提出)。現地軍に対する通牒と同じ日付で、日本製鐵にも通牒が出されているのである。
- 69) 陸軍次官木村兵太郎「南方地域ニ於ケル重要資源企業化調査担当者ニ関スル件通牒」1942年7月27日, 「南方地域ニ於ケル重要資源企業化調査担当者ニ関スル件」(Ref.C01000564100『陸軍密大日記』第36号1/2 昭和17年 1942年8月6日受領, 8月7日提出中に所収)。
- 70) 長島(2000, 42頁)。

- 71) 「南方高炉指名見積ニ関スル件」（1943年4月22日、『木炭銃製造』松下資料No.268）横浜市史資料室所蔵。
- 72) 「事業計画」（第2回、1943年8月7日、『木炭銃製造』松下資料No.268）。
- 73) 三井物産が、木造船事業の製造を受託した際に、敗戦時点で、サイゴン支店関係の造船所の人員は、日本人63人のうち、囑託工員は51人であったと報告されている。三井物産は、南方で木造船事業をおこなうために、内地において船大工や造機工を、自社の囑託として南方に派遣した（三井文庫2001、770～775頁）。企業として動員されたわけではなく、個人として囑託工員として南方に行ったものと予想される。

<参考文献>

- 明石陽至編（1998）『渡邊渡少将軍政（マラヤ・シンガポール）関係史・資料』龍溪書舎
- 明石陽至編（2004）『榊原家所蔵南方軍政総監部関係文書』龍溪書舎
- 安達宏昭（2013）『「大東亜共栄圏」の経済構想』吉川弘文館
- 防衛庁防衛研究所戦史部編（1985）『史料集 南方の軍政』朝雲新聞社
- 防衛庁防衛研修所戦史室（1976）『戦史叢書 南西方面軍陸軍作戦—マレー・蘭印の防衛—』朝雲出版社
- 袁彩菱（2008）「マラヤにおける日本のゴム・鉄鉱投資」杉山伸也・イアン・ブラウン（2008）『戦間期東南アジアの経済摩擦—日本の南進とアジア・欧米—』同文館出版
- 外務省（1966）『日本外交年表並主要文書』下、原書房
- 現代法制資料編纂会（1984）『戦時・軍事法令集』国書刊行会
- 花井俊介（1995）「軍政と企業活動—マラヤ・ペラ州マングローブ森林関連事業に即して」疋田康行編著（1995）『南方共栄圏—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版
- 原朗（2013）『日本戦時経済研究』東京大学出版会
- 秦郁彦編（1998）『南方軍政の機構・幹部軍政官一覧』南方軍政史研究フォーラム
- 疋田康行、鈴木邦夫（1995）「企業進出」疋田康行編著『南方共栄圏—戦時日本の東南アジア経済支配—』第7章、多賀出版
- 堀越禎三編（1962）『経済団体連合会前史』社団法人経済団体連合会
- 岩武照彦（1981）『南方軍政下の経済施策』上、下、汲古書院
- 岩武照彦（1989）『南方軍政論集』巖南堂
- 加納啓良（2014）『「資源大国」東南アジア：世界経済を支える「光と陰」の歴史』洋泉社
- 小林英夫（1975）『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶ノ水書房、
- 小林英夫（2011）「「大東亜共栄圏」と日本企業」『岩波講座 東アジア近現代通史』第6巻 アジア太平洋戦争と「大東亜共栄圏」岩波書店
- 小林英夫（1993）『日本軍政下のアジア』岩波書店
- 小林英夫（1997）「占領期東南アジアの日本企業の経営実態—フィリピンラップ鉱山を中心に」倉沢愛子編著『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部
- 倉沢愛子編（1994）『ジャワ軍政規定集（1）』1994年、龍溪書舎
- 倉沢愛子（2012）『資源の戦争—大東亜共栄圏の人流・物流』岩波書店
- 倉沢愛子（2005）「20世紀アジアの戦争—帝国と脱植民地化」『岩波講座 アジア・太平洋戦争』1、岩波書店
- 三井文庫編（2001）『三井事業史』本編第3巻下、三井文庫
- 長島修（1986）『日本戦時鉄鋼統制成立史』法律文化社
- 長島修（2000）『日本戦時企業論序説—日本鋼管の場合』日本経済評論社
- 長島修（2012）『官営八幡製鐵所論—国家資本の経営史』日本経済評論社

- 長島修（2015）「大東亜共栄圏」と鉄鋼業『立命館平和研究』第16号，2015年3月
- 長島修（2016）「南方軍政下の鉄鋼業—日本製鉄マライ木炭銃事業を中心に—」『日本植民地研究』第28号，2016年6月
- 奈倉文二（1984）『日本鉄鋼業史の研究』近藤出版
- 中村隆英「戦争経済とその崩壊」（1977）『岩波講座 日本歴史』21近代8，岩波書店
- 日本の英領マラヤ・シンガポール占領期史料調査フォーラム（1998）『日本の英領マラヤ・シンガポール占領（1941～45）』龍溪書舎
- 日本製鉄株式会社編（1959）『日本製鉄株式会社史』日本製鉄株式会社
- 大蔵省編（1966）『第二次大戦における連合国財産処理』戦時編 大蔵省印刷局
- 参謀本部編（1987）『杉山メモ』上，下，原書房
- 柴田善雅（2002）『戦時日本の特別会計』日本経済評論社
- 柴田善雅（2008）『中国占領地の日系企業の活動』日本経済評論社
- 武島良成（2014）「日本占領期のビルマ・ボードウィン鉱山について」『京都教育大学紀要』第125号
- 田中申一（1975）『日中戦争経済秘史』コンピュータ・エージ社
- 山崎志郎（2012）『物資動員計画と共栄圏構想』日本経済評論社
- 吉村真子（2001）「日本軍政下のマラヤの経済政策—物資調達と日本人ゴム農園—」明石陽至編『日本占領下の英領マラヤ・シンガポール』岩波書店
- Paul Kratoska, *The Japanese Occupation of Malaya 1941-45*, 1998, C. Hurst & Co. (ポール・H・クラトスカ (2006) 『日本占領下のマラヤ 1941-1945』行人社, 今井敬子訳)
- G.C. Allen, & Audrey G. Donnithorne (1954), *Western Enterprise in Indonesia and Malaya*, London: George Allen & Unwin LTD

<資料>

- 「総務部長会議席上敵産管理部部長説明要旨」1944年3月『南方軍政関係資料』昭和19年度，その2，Refc140607666400，防衛庁防衛研究所，アジア歴史資料センター
- 『委託経営事業の会計監督要綱解説』1943年5月 Ref.C14010111400，Ref.c1410111300，Ref.C14010111100
『委託経営事業の会計監督要綱解説』昭和18年5月，アジア歴史資料センター
- 「林集団参謀長より陸軍次官宛電信」1942年5月21日，『陸亜密大日記』昭和17年第19号2/3，Ref. C01000322400，アジア歴史資料センター
- 大東亜省連絡委員会第1部会『南方経済対策（改訂版）』1943年7月31日
- 「開発担当者ノ選定方法ニ関スル鉱山統制会ノ意見ニ付テ」（1942年1月26日，美濃部文書E：1：1：D，3879
- 「南方占領地域内ニ於ケル屑鉄処理要領（案）」1942年1月27日，美濃部文書E：1：10，3890
- 「南方鉱産資源開発担当者ニ関スル件（案）」作成年次不詳，美濃部文書E：1：1：2，3880
- 「1942年4月23日（題名なし），科学動員協会の打ち合わせ会の報告」，調査部長，技監部長宛，『木炭銃製造』松下長久資料No268，横浜市史資料室所蔵
- 「南方ニ於ケル木炭銃製造並ニ其他ニ関スル件」1942年7月29日，『南方鉄鋼開発計画資料（昭和18年）』水津利輔資料，S-III-3，一橋大学所蔵

The Japanese Enterprise under the Military Administration in Southeast Asia

Osamu Nagashima*

Abstract

Japanese Army extended the occupation area of Southeast Asia for a short time, as soon as the army invaded the area. They established the severe military administration for the native people and enterprises, of course enemy's enterprises, in the occupation area. The Japan's purpose of the invasion to Southeast Asia was to require natural resources (oil, iron ore, tin, and so on) and agricultural resources. Japanese military administration gave the Japanese enterprises the priority over requiring the resources but they did not adopt the positive industrialization for the early occupation period. But since Japan was difficult to transport the material by sea, because Japanese army lost the battle of Southeast Asia, Japanese military administration put the emphasis on the self-sufficient policy of the occupation area. The advance of Japanese enterprises under the military administration was controlled by the Japanese government, considering the opinion of the control association (Touseikai), and the sixth commission in the Cabinet appointed and decided the enterprises which should advance the occupation area. Because of the omnipresence about the information of the advance to the occupation area, Japanese companies competed each other to obtain the recognition of the military administration. There were the civil companies and the works managed and controlled by the military administration in the occupation area. Japanese Army led to weaken the management of the foreign civil companies and gave the favorable policy to the Japanese companies. The Japanese big business under the occupation area which obtained the recognition of the advance mobilized their subcontractors and their workers as the temporal employment to develop the business.

Keywords:

Great Asia Co-Prosperity Sphere, Military administration of Japan, Military occupation, Acquisition of natural resource, Economic control, Enterprise in World War II

* Specially Appointed Professor, College of Business Administration, Ritsumeikan University